証券コード　6074
平成27年６月11日

株　主　各　位

大阪市西区土佐堀一丁目４番１１号
株式会社ジェイエスエス
代表取締役社長　　藤木　孝夫

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１.日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２.場　　所　大阪市北区中之島五丁目３番68号
　リーガロイヤルホテル　２階ダイヤモンドルーム
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３.目的事項
報告事項　第40期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.jss-group.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、政府の各種政策や日銀の金融緩和を背景に、円安・株高で推移するとともに、企業収益が改善する等、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、消費マインドは消費税増税に伴う駆け込み需要とその反動から回復の遅れが見られました。

このような環境下、当社の属するスイミングスクール業界は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の決定を受け、マスメディアによる水泳関連の番組や記事が増えるなど、明るい兆しが見え始めました。

当社におきましては、新たな事業として平成26年４月に学童保育事業「ＪＳＳキッズクラブ」をＪＳＳスイミングスクール松原内に開設し、平成26年９月に児童発達支援事業「ＪＳＳ水夢」をＪＳＳスイミングスクール八尾内に開設いたしました。イベントや強化活動としましては、平成26年６月にオランダ（アルクマーク市）においてグランドマスターズ大会を開催しました。また、同月に日本オリンピック委員会より優秀な選手を育成した団体に贈られる「トップアスリートサポート賞・優秀団体賞」を受賞し、同年８月から９月にかけて行われたパンパシフィック選手権やアジア大会においては瀬戸大也選手、渡部香生子選手が活躍し、両名で計12個のメダルを獲得するなど、ＪＳＳのブランド力向上に繋げることが出来ました。

また、営業面においては、東京ビッグサイトで行われた「スポルテック2014」への出店や関連協会の加盟企業に対し、営業社員を増員するなどして取引先の拡大に努めました。

このような営業施策により、当事業年度末の会員数は100,098人（前期比1.5％増）となりました。子供、大人別会員内訳別では、子供会員数が85,404人（前期比2.5％増）、大人会員数が14,694人（前期比3.7％減）となっております。

新規事業所につきましては、平成26年９月にＪＳＳスイミングスクールおゆみ野（千葉県千葉市緑区）を開設し、平成26年12月にはＪＳＳスイミングスクール鶴見（神奈川県横浜市鶴見区）を開設いたしました。

また、平成27年３月より直営事業所であった茂原スポーツクラブを受託事業所といたしました。

その結果、当事業年度末における直営事業所は59事業所、受託事業所は27事業所となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,695百万円（前期比4.8％増）、営業利益は364百万円（前期比0.9％減）、経常利益は340百万円（前期比5.7％増）、当期純利益は162百万円（前期比5.1％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は672百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

ＪＳＳスイミングスクールおゆみ野　建物　192百万円

ＪＳＳスイミングスクール鶴見　建物　215百万円

・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 37 期	第 38 期	第 39 期	第 40 期 (当事業年度)
	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期
売上高	6,917	7,076	7,346	7,695
経常利益	190	263	322	340
当期純利益	126	289	154	162
１株当たり当期純利益	72円76銭	168円35銭	79円63銭	80円73銭
総資産	4,558	4,895	5,115	5,367
純資産	887	1,156	1,561	1,699

（注）１．百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
　　２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社との関係
　該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況
　該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当社の社会的な認知度、信用力をさらに高めるため、現在上場している東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場から本則市場への変更申請を行えるよう企業価値の向上を図ることが重要課題と認識しております。この重要課題に対処するため下記経営施策を行ってまいります。

①　着実な店舗展開

当社は将来の成長を見据え、年間２事業所程度の開設を着実に行っていける体制が必要であると考えており、物件情報収集ルートの拡大、各地域担当者との情報共有化の強化を図っております。

② ブランディングの強化

平成27年８月にロシア・カザンで行われる世界水泳にはＪＳＳグループより競泳コーチ２名、選手２名、飛込コーチ１名、選手３名の計８名が参加いたします。

競泳においては、メダル獲得の可能性が高く、メディアにおける露出度も高くなることが期待でき、ＪＳＳのブランドを引き上げるチャンスになるものと考えております。

③ 介護予防事業の拡大を見据えた大人プログラム充実

昨年度より開始した大人対象水中プログラム（アクア・スティック・マジック）に、中高齢者向け機能改善対応陸上プログラムを加え、内容の更なる充実を進めると共に、参加者の増員を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

・スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
・スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
・学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
・経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
・旅行業
・建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
・不動産の賃貸に関する事業
・企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
・健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
・市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

① 本社　大阪市西区土佐堀一丁目４番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	ＪＳＳ清田スイミングスクール	北海道	31	ＪＳＳ山本スイミングスクール	大阪府
2	ＪＳＳ釧路スイミングスクール	北海道	32	ＪＳＳさやまスイミングスクール	大阪府
3	ＪＳＳ登別スイミングスクール	北海道	33	ＪＳＳ深井スイミングスクール	大阪府
4	ＪＳＳ岩見沢スイミングスクール	北海道	34	ＪＳＳ柏原スイミングスクール	大阪府
5	ＪＳＳ弘前スイミングスクール	青森県	35	ＪＳＳエビススイミングスクール	大阪府
6	ＪＳＳ北上スイミングスクール	岩手県	36	ＪＳＳ東花園スイミングスクール	大阪府
7	ＪＳＳ盛岡スイミングスクール	岩手県	37	ＪＳＳスイミングスクール八尾	大阪府
8	ＪＳＳあおやまスイミングスクール	岩手県	38	ＪＳＳスイミングスクール松原	大阪府
9	ＪＳＳ仙台スイミングスクール	宮城県	39	ＪＳＳスイミングスクールいずみ中央	大阪府
10	ＪＳＳ南光台スイミングスクール	宮城県	40	ＪＳＳスイミングスクール瓢箪山 ＪＳＳフィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
11	ＪＳＳ秋田スイミングスクール	秋田県	41	ＪＳＳスイミングスクールりもね	大阪府
12	ＪＳＳいわきスイミングスクール	福島県	42	ＪＳＳ尼宝スイミングスクール	兵庫県
13	ＪＳＳ宇都宮スイミングスクール	栃木県	43	ＪＳＳ妙法寺スイミングスクール	兵庫県
14	ＪＳＳ所沢スイミングスクール	埼玉県	44	ＪＳＳ大久保スイミングスクール	兵庫県
15	ＪＳＳ入間スイミングスクール	埼玉県	45	ＪＳＳ姫路スイミングスクール	兵庫県
16	ＪＳＳ毛呂山スイミングスクール	埼玉県	46	ＪＳＳ津山スイミングスクール	岡山県
17	ＪＳＳスイミングスクールおゆみ野	千葉県	47	ＪＳＳ広島スイミングスクール	広島県
18	ＪＳＳ八王子スイミングスクール	東京都	48	ＪＳＳ大州スイミングスクール	広島県
19	ＪＳＳスイミングスクール鶴見	神奈川県	49	ＪＳＳ廿日市スイミングスクール	広島県
20	ＪＳＳジャンボスイミングスクール	新潟県	50	ＪＳＳ米子スイミングスクール	鳥取県
21	ジャンボインドアテニススクール	新潟県	51	ＪＳＳ松江スイミングスクール	島根県
22	ＪＳＳスイミングスクール富山	富山県	52	ＪＳＳ出雲スイミングスクール	島根県
23	ＪＳＳスイミングスクール高岡	富山県	53	ＪＳＳセンコースイミングスクール	香川県
24	富山インドアテニススクール	富山県	54	ＪＳＳ高知スイミングスクール	高知県
25	ＪＳＳスイミングスクール本郷	富山県	55	ＪＳＳ姪浜スイミングスクール	福岡県
26	ＪＳＳ多治見中央スイミングスクール	岐阜県	56	ＪＳＳちくごスイミング	福岡県
27	ＪＳＳ中川スイミングスクール	愛知県	57	ＪＳＳスイミングスクール伊都	福岡県
28	ＪＳＳ比良スイミングスクール	愛知県	58	ＪＳＳ浦添スイミングスクール	沖縄県
29	ＪＳＳ白子スイミングスクール	三重県	59	ＪＳＳスイミングスクール沖縄中央	沖縄県
30	ＪＳＳスイミングスクール松阪	三重県			

③　受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	ＪＳＳあゆみスイミングスクール札幌	北海道	15	一宮スイミングスクール	愛知県
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	16	ＪＳＳ茨木中央スイミングスクール	大阪府
3	ＪＳＳきたみスイミングスクール	北海道	17	ＪＳＳはびきのスイミングスクール	大阪府
4	ＪＳＳあいの里スイミングスクール	北海道	18	ＪＳＳガボスイミングスクール	大阪府
5	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	19	ＪＳＳ住吉スイミングスクール	大阪府
6	ＪＳＳ八街スポーツクラブ	千葉県	20	ＪＳＳ高槻中央スイミングスクール	大阪府
7	ＪＳＳ茂原スポーツクラブ	千葉県	21	ＪＳＳ富雄スイミングスクール	奈良県
8	ＪＳＳ立石ダイワスイミングスクール	東京都	22	ＪＳＳ御影スイミングスクール	兵庫県
9	ＪＳＳ長岡スイミングスクール	新潟県	23	ＪＳＳ宝塚スイミングスクール	兵庫県
10	ＪＳＳ金沢駅西スイミングスクール	石川県	24	ＪＳＳ三木スイミングスクール	兵庫県
11	ＪＳＳ金沢駅西スイミングスクール粟崎	石川県	25	ＪＳＳ北神戸スイミングスクール＆スポーツクラブ	兵庫県
12	ＪＳＳ磐田スイミングスクール	静岡県	26	ＪＳＳ川西スイミングスクール	兵庫県
13	ホイッスル磐田スポーツクラブ	静岡県	27	ＪＳＳ具志川スイミングスクール	沖縄県
14	千代田スイミングスクール	愛知県			

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
490名	13名増	38.2歳	12.6年

（注）１．使用人数には当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
２．使用人数にはエリア社員59名および契約社員48名を含んでおります。
３．使用人数以外にパート・アルバイト421名を雇用しております。
なお、パート・アルバイトの人数は、最近１年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社関西アーバン銀行	924百万円
株式会社京都銀行	230百万円
株式会社商工組合信用金庫	224百万円
株式会社りそな銀行	203百万円
株式会社三井住友銀行	103百万円
株式会社みずほ銀行	55百万円

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　7,800,000株

(2) 発行済株式の総数　2,013,028株

(3) 株主数　1,122名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ニチイ学館	500,000	24.84
江崎グリコ株式会社	185,528	9.22
奥村征照	140,500	6.98
柿沼佑一	72,000	3.58
関健二	62,100	3.08
ＤＲＰ株式会社	62,000	3.08
ＪＳＳ従業員持株会	50,700	2.52
キリンビバレッジ株式会社	50,000	2.48
藤木孝夫	47,000	2.33
関西サービス株式会社	40,000	1.99

（注）持株比率は自己株式（57株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成27年３月31日現在）

		第２回新株予約権
発行決議日		平成22年６月29日
新株予約権の数		5,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 5,100株 （新株予約権１個につき 1株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,000円 （１株当たり 1,000円）
権利行使期間		自 平成24年６月30日から 至 平成27年６月29日まで
新株予約権の行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 5,100個 目的となる株式数 5,100株 保有者数 5人
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －人

（注）１．権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後６ヶ月以内（ただし、権利行使期間内に限る）または権利行使期間開始の日より６ヶ月以内のいずれかの期間に限り権利行使をなしうるものとする。

２．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

３．その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤木孝夫	
取締役会長	奥村征照	
常務取締役	古谷政徳	事業本部長
常務取締役	田原富夫	管理本部長
取締役	稲田勝	事業本部営業部統括部長
取締役	山脇幹雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取締役	森信介	株式会社ニチイ学館専務取締役
常勤監査役	髙橋健也	
監査役	淺野省三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
監査役	安達徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役

（注）１．取締役山脇幹雄氏および森信介氏は、社外取締役であります。
２．監査役淺野省三氏および安達徹氏は、社外監査役であります。
３．監査役安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役山脇幹雄氏、監査役淺野省三氏、監査役安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2名)	77百万円 (1百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	11百万円 (2百万円)
合計 （うち社外役員）	10名 (4名)	89百万円 (4百万円)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

５．社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
・取締役森信介氏は、株式会社ニチイ学館の専務取締役を兼職し、当社と株式会社ニチイ学館は資本・業務提携契約を締結しております。
・監査役淺野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
・監査役安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　山　脇　幹　雄	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、16回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　森　　信　介	当事業年度でかつ、平成26年６月27日就任後に開催された取締役会10回のうち、８回に出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　淺　野　省　三	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、16回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　安　達　　徹	当事業年度に開催された取締役会16回のうち、15回に出席し、監査役会13回のうち、12回に出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、定款第21条および第33条の定めにより、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しており、取締役山脇幹雄氏および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役山脇幹雄氏および社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

６．会計監査人の状況

(1) 名称

京都監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　15百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第45条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。

② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針やハンドブックを作成し、コンプライアンス体制を強化します。

③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。

② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。

② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。

③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査役の同意を得たうえで決定致します。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査役に当社の業務または業績に与える重要な事項につき報告することとしております。

② 監査役は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。

② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

８．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入致しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

９．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**698,953**	**流動負債**	**2,018,595**
現金及び預金	349,197	支払手形	144,445
受取手形	4,740	買掛金	57,747
売掛金	158,004	短期借入金	74,598
商品	75,952	１年内返済予定の長期借入金	452,622
前渡金	11,361	１年内償還予定の社債	48,500
前払費用	45,159	リース債務	15,642
繰延税金資産	46,025	未払金	157,280
その他	8,645	未払費用	274,713
貸倒引当金	△133	未払法人税等	88,135
固定資産	**4,668,265**	未払消費税等	144,237
有形固定資産	**3,909,624**	前受金	455,012
建物	2,039,339	預り金	12,586
構築物	114,797	賞与引当金	70,411
車両運搬具	425	その他	22,662
工具、器具及び備品	18,640	**固定負債**	**1,649,200**
土地	1,712,686	社債	107,500
リース資産	23,736	長期借入金	1,214,615
無形固定資産	**40,246**	リース債務	11,401
ソフトウエア	28,830	退職給付引当金	194,874
電話加入権	9,263	資産除去債務	86,023
その他	2,152	その他	34,785
投資その他の資産	**718,394**	**負債合計**	**3,667,796**
投資有価証券	3,100	**純資産の部**	
出資金	13	科目	金額
長期貸付金	31,326	**株主資本**	**1,699,422**
破産更生債権等	541	**資本金**	**330,729**
長期前払費用	4,029	**資本剰余金**	**125,665**
繰延税金資産	92,838	資本準備金	34,035
敷金及び保証金	576,475	その他資本剰余金	91,630
その他	10,635	**利益剰余金**	**1,243,066**
貸倒引当金	△566	利益準備金	4,483
		その他利益剰余金	1,238,582
		繰越利益剰余金	1,238,582
		自己株式	**△37**
資産合計	**5,367,218**	**純資産合計**	**1,699,422**
		負債及び純資産合計	**5,367,218**

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,695,994**
売上原価		**6,469,674**
売上総利益		**1,226,319**
販売費及び一般管理費		**861,335**
営業利益		**364,983**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	159	
貸倒引当金戻入額	550	
受取補償金	773	
生命保険配当金	1,172	
保険事務手数料	783	
その他営業外収益	1,181	4,690
営業外費用		
支払利息	23,037	
社債利息	1,656	
その他営業外費用	4,095	28,789
経常利益		**340,885**
特別利益		
固定資産売却益	333	333
特別損失		
固定資産除却損	4,038	
減損損失	2,164	6,203
税引前当期純利益		**335,014**
法人税、住民税及び事業税	152,429	
法人税等調整額	20,080	172,510
当期純利益		**162,504**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,729	34,035	91,630	125,665	2,068	1,102,649	1,104,717	△37	1,561,074
当期変動額									
剰余金の配当						△24,155	△24,155		△24,155
利益準備金の積立					2,415	△2,415	—		—
当期純利益						162,504	162,504		162,504
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	2,415	135,932	138,348	—	138,348
当期末残高	330,729	34,035	91,630	125,665	4,483	1,238,582	1,243,066	△37	1,699,422

項目	純資産合計
当期首残高	1,561,074
当期変動額	
剰余金の配当	△24,155
利益準備金の積立	—
当期純利益	162,504
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	
当期変動額合計	138,348
当期末残高	1,699,422

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～34年
構築物	10年～30年
工具、器具及び備品	３年～12年

② 無形固定資産　　定額法

のれん……支出の効果の及ぶ期間（８年）にわたり、定額法で償却しております。

ソフトウエア……自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　　当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため平成17年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに

関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「保険事務手数料」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の金額は、792千円であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,523,126千円
土地	1,712,486千円
計	3,235,612千円

(上記に対応する債務)

短期借入金	71,258千円
１年内償還予定の社債	48,500千円
１年内返済予定の長期借入金	452,622千円
社債	107,500千円
長期借入金	1,161,025千円
計	1,840,905千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　3,936,837千円

4．損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価　　△751千円

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
ちくご事業所（福岡県筑後市）	直営店舗設備	建物
松原事業所（大阪府松原市）他	遊休資産	建物、構築物及び工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗及び遊休資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,164千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物1,400千円、その他764千円であります。

なお、営業店舗の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。また、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物等については他への転用や売却が困難であることから零として評価しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式　2,013,028株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式　57株

(3) 剰余金の配当に関する事項

Ⅰ．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	14,090	7	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年11月13日取締役会	普通株式	10,064	5	平成26年９月30日	平成26年12月19日

Ⅱ．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	10,064	利益剰余金	5	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式　53,800株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	231千円
退職給付引当金	62,983千円
賞与引当金	23,249千円
未払法定福利費	3,668千円
商品評価損	1,601千円
ゴルフ会員権評価損	2,036千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	54,409千円
減損損失（土地・電話加入権）	10,861千円
未払事業税	8,139千円
未払事業所税	5,238千円
資産除去債務	27,716千円
その他	3,896千円
繰延税金資産小計	204,033千円
評価性引当額	△44,561千円
繰延税金資産合計	159,471千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△20,607千円
繰延税金負債合計	△20,607千円
繰延税金資産の純額	138,863千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割	11.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.9%
評価性引当額の減少	2.5%
税額控除	△2.4%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.5%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.0%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は13,071千円減少し、法人税等調整額が13,071千円増加しております。

７．リースにより使用する固定資産に関する注記

Ⅰ．リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

該当事項はありません。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

該当事項はありません。

(4) 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

Ⅱ．オペレーティング・リース取引

未経過リース料

該当事項はありません。

8．金融商品に関する注記

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・営業債務である支払手形及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	349,197	349,197	－
(2) 売掛金	158,004		
貸倒引当金（※１）	△130		
差引	157,873	157,873	－
(3) 長期貸付金（※２）	34,504		
貸倒引当金（※１）	△27		
差引	34,476	34,219	△257
(4) 敷金及び保証金	576,475	573,157	△3,318
資産計	1,118,023	1,114,447	△3,575
(5) 支払手形	144,445	144,445	－
(6) 未払費用	274,713	274,713	－
(7) 長期借入金（※３）	1,667,237	1,613,668	△53,568
(8) 社債（※４）	156,000	155,422	△577
負債計	2,242,396	2,188,250	△54,145

（※１）売掛金、長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）長期貸付金には短期貸付金も含んでおります。

（※３）長期借入金には１年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（※４）社債には１年内償還予定の社債も含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 非上場株式（貸借対照表計上額3,100千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表には含めておりません。

(注３) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超（千円）
現金及び預金	349,197	－
売掛金	158,004	－
長期貸付金	3,177	31,326
敷金及び保証金	－	576,475
合計	510,379	607,802

（注４）長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
社　　債	48,500	48,500	46,500	12,500	－	－
長期借入金	452,622	449,539	253,248	199,022	162,796	150,010
合　　計	501,122	498,039	299,748	211,522	162,796	150,010

９．賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は24,333千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

		当事業年度（千円）
貸借対照表計上額		
	期首残高	202,628
	期中増減額	△5,240
	期末残高	197,388
期末時価		239,810

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額のうち、当事業年度の主な減少額は減価償却費5,240千円であります。

３．時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

10．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	844円24銭
(2) １株当たり当期純利益	80円73銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して３年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	62,813千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,063千円
時の経過による調整額	1,146千円
期末残高	86,023千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

京都監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　高井晶治　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　浦上卓也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社ジェイエスエス監査役会

常勤監査役　髙　橋　健　也　㊞

社外監査役　淺　野　省　三　㊞

社外監査役　安　達　　徹　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金１株当たり５円を含めた年間配当金は、１株当たり10円となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の総額は10,064,855円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
東郷義和（とうごう よしかず） （昭和16年12月２日生）	昭和35年４月　大阪国税局入局 平成10年７月　八尾税務署長 平成12年７月　大阪国税局退官 平成12年８月　近畿税理士会登録 東郷義和税理士事務所開所（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．東郷義和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．東郷義和氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、豊かな業務経験と専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待するものであり、客観的視点から経営全般に対し監査を行っていただけるものと判断しております。
なお、東郷義和氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。

４．東郷義和氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とします。

以　上

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島五丁目３番68号
リーガロイヤルホテル　２階ダイヤモンドルーム

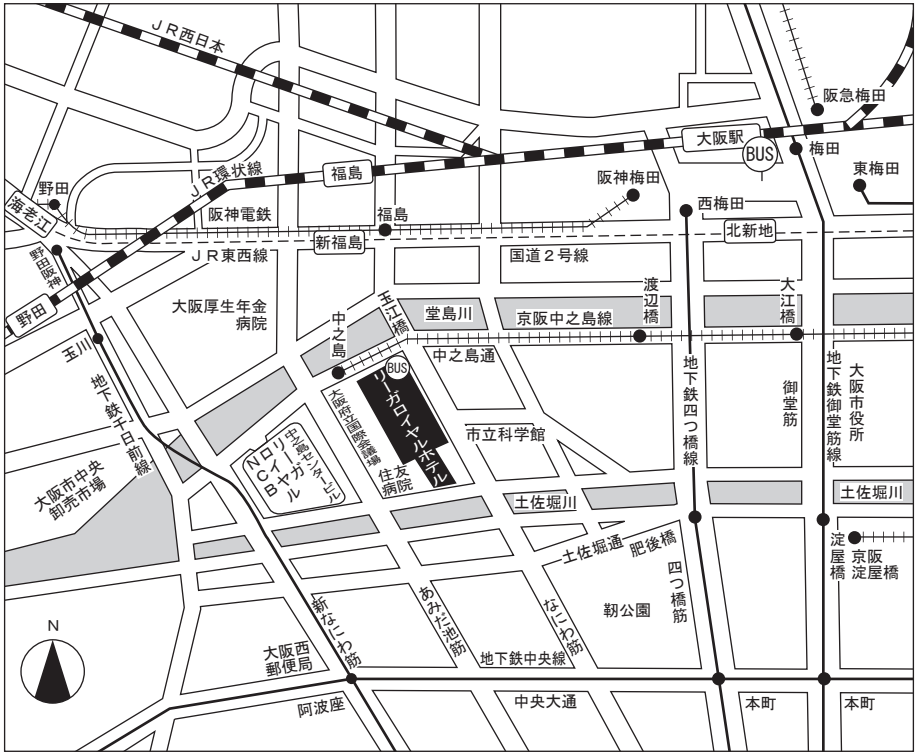

●京阪電車／中之島線 中之島駅下車２番出口 徒歩約３分
●地 下 鉄／千日前線・中央線 阿波座駅下車９番出口 徒歩約７分
●JR環状線／野田駅下車 徒歩約10分　JR東西線／新福島駅下車 徒歩約８分
●市 バ ス／JR大阪駅前から53番（船津橋行）終点船津橋下車横
●リーガロイヤルホテル無料シャトルバス／JR大阪駅より15分間隔で循環／
乗車場所　JR大阪駅西側(高架南寄り)

＊誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。